

さくら市の訪問型サービス（従来相当型）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A 2	1111	訪問型独自サービス 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合			1,176	1月につき	
A 2	2111	訪問型独自サービス 1 1 日割		1176単位	日割の場合	÷30.4日	39単位	39	1日につき
A 2	1211	訪問型独自サービス 1 2		(2) 1週に2回程度の場合			2,349	1月につき	
A 2	2211	訪問型独自サービス 1 2 日割		2349単位	日割の場合	÷30.4日	77単位	77	1日につき
A 2	1321	訪問型独自サービス 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき	
A 2	2321	訪問型独自サービス 1 3 日割		3727単位	日割の場合	÷30.4日	123単位	123	1日につき
A 2	2411	訪問型独自サービス 2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287単位	287	1回につき	
A 2	2511	訪問型独自サービス 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		179単位		179
A 2	2621	訪問型独自サービス 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合		220単位		220
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		163単位	163		
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合			12単位減算	-12	1月につき
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割			日割の場合	÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2		(2) 1週に2回程度の場合			23単位減算	-23	1月につき
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割			日割の場合	÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合			37単位減算	-37	1月につき
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割			日割の場合	÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A 2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき	
A 2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算		-2
A 2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合		2単位減算		-2
A 2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2		
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき	
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算			
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算			
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1月につき	
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算		1日につき	
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15%加算		1回につき	
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき	
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算		1日につき	
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算		1回につき	
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1月につき	
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5%加算		1日につき	
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5%加算		1回につき	
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200		

A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	二 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I)	100単位加算	100	1月につき
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2) 生活機能向上連携加算 (II)	200単位加算	200	
A 2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	月1回限度
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	へ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数の 245/1000加算		1月につき
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員等処遇改善加算 (II)	所定単位数の 224/1000加算		
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3) 介護職員等処遇改善加算 (III)	所定単位数の 182/1000加算		
A 2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV	ニ 介護職員等処遇改善加算 (V)	(4) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	所定単位数の 145/1000加算		
A 2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 1		(一) 介護職員等処遇改善加算 (V) (1)	所定単位数の 221/1000加算		
A 2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 2		(二) 介護職員等処遇改善加算 (V) (2)	所定単位数の 208/1000加算		
A 2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 3		(三) 介護職員等処遇改善加算 (V) (3)	所定単位数の 200/1000加算		
A 2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 4		(四) 介護職員等処遇改善加算 (V) (4)	所定単位数の 187/1000加算		
A 2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 5		(五) 介護職員等処遇改善加算 (V) (5)	所定単位数の 184/1000加算		
A 2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 6		(六) 介護職員等処遇改善加算 (V) (6)	所定単位数の 163/1000加算		
A 2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 7		(七) 介護職員等処遇改善加算 (V) (7)	所定単位数の 163/1000加算		
A 2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 8		(八) 介護職員等処遇改善加算 (V) (8)	所定単位数の 158/1000加算		
A 2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 9		(九) 介護職員等処遇改善加算 (V) (9)	所定単位数の 142/1000加算		
A 2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 10		(十) 介護職員等処遇改善加算 (V) (10)	所定単位数の 139/1000加算		
A 2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 11		(十一) 介護職員等処遇改善加算 (V) (11)	所定単位数の 121/1000加算		
A 2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 12		(十二) 介護職員等処遇改善加算 (V) (12)	所定単位数の 118/1000加算		
A 2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 13		(十三) 介護職員等処遇改善加算 (V) (13)	所定単位数の 100/1000加算		
A 2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 14	(十四) 介護職員等処遇改善加算 (V) (14)	所定単位数の 76/1000加算			
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数の 63/1000加算		
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位数の 42/1000加算		
A 2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000加算		